

第六十三回国会 法務委員会

(一九三)

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午後零時二十四分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 畑 和君

理事 沖本 泰幸君

理事 江藤 隆美君

理事 黒田 寿男君

理事 松本 十郎君

理事 村上 勇君

理事 中谷 鉄也君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務大臣官房長 安原 美穂君

委員外の出席者

最高裁判所事務 総局民事局長 新谷 正夫君

法務省民事局長 矢口 洪一君

法務委員会調査 室長 福山 忠義君

委員の異動

三月二十四日

辞任

三宅 正一君

柳田 秀一君

西村 榮一君

同日 辞任

中谷 鉄也君

岡沢 完治君

西村 榮一君

補欠選任

赤松 勇君

中谷 鉄也君

岡沢 完治君

(趣旨)

本日の会議に付した案件

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士

法(昭和二十一年法律第二百五号)の規定による

弁護士となる資格を有する者を除く。以下同

格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出第

七七号)

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第七

六号)(參議院送付)

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事

八九号)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第

九〇号)

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五号)(予)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

すでに付託になっております、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する民訴訟手続の特例等に関する条約等の実施に伴う民訴訟手続の特例等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、及び訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案、右各案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。小林法務大臣。

関し、必要な措置を定めるものとする。

(資格の付与)

第二条 沖縄の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、司法試験管理委員会が本邦の裁判官、検察官又は弁護士として必要な学識及びその応用能力があるかどうかを判定するために行なう選考(以下「選考」という。)を受けることができる。

一 政令で定める日において、沖縄の法令の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職の一つ又は二以上にあってその年数(沖縄の法令の規定による弁護士となる資格を得た後の年数

に限る。)を通算して三年以上になる者

二 前号に掲げる者のほか、沖縄の法令の規定による司法試験に合格した者で、政令で定める日までに本邦において司法修習生の修習と同一の修習課程を終えたもの

三 沖縄の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で前項各号の一に該当しないものの又は沖縄の法令の規定による司法修習生となる資格を有する者で、この法律の施行の日において引き続き一年以上沖縄に住所を有するものは、司法試験管理委員会が裁判官、検察官又は弁護士事務の実務に関する基礎的素養があるかどうかを判定するために行なう試験(以下「試験」という。)を受けることができる。

4 試験に合格した者は、選考を受けることができる。

4 選考に合格した者は、その選考に合格したときに、裁判所法(昭和二十一年法律第五十九号)第六十七条第一項の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(講習)

第五条 司法試験管理委員会は、沖縄が復帰するまでの間、司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第十二条に規定する事項のほか、選考、

試験及び講習の実施に必要な細則について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

(規則の制定)

第六条 司法試験管理委員会は、この法律及びこれに基づく政令に定めるものほか、選考、試験及び講習の実施に必要な細則について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

(暫定措置)

第七条 沖縄の復帰の日の前日において沖縄の法令の規定による弁護士である者(弁護士法の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。)は、沖縄の復帰の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、沖縄において、同法第三条に規定する事務を行なうことができる。

第三条 司法試験管理委員会は、前条第一項又は第三項に規定する者で選考を受けようとするも

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第十二号の次に次の「一号」を加える。

十二の二 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する事項
第十三条の十三中「司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）」の下に「及び沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和四十五年法律第一号）」を加える。

沖縄の復帰が実現されることとなつたことに伴い、沖縄の弁護士資格者等に本邦の弁護士資格等を付与するための特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「外国又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては」を削り、「しなければならない」を「することができる」に改め、ただし書を削り、同条に次の「一項」を加える。
汽車その他の交通機関（船舶を除く。）の中で出生があつたときは母がその交通機関から降りた地の、航海日誌のない船舶の中で死産があつたときはその船舶が最初に入港した地の市町村長に死産の届出をすることができる。

第七十二条中「第八百十一條第三項」を「第八百十一條第六項」に改める。
第八十八条中「、外国又は命令で定める地域で死亡があつた場合はその船舶が最初に入港した地で、出生の届出をすることができる。
第七十二条中「第八百十一條第三項」を「第八百十一條第六項」に改める。

し書を削り、同条に次の「一項」を加える。
死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死で、死亡の届出をすることができます。
第八十九条ただし書中「前条の地域」を「法務省令で定める地域」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（死産の届出に関する規程（一部改正）
2 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「死産後七日以内」の下に「届出人の所在地又は」を加え、ただし書を削り、同項の次に次の「一項」を加える。
汽車その他の交通機関（船舶を除く。）の中で死産があつたときは母がその交通機関から降りた地の、航海日誌のない船舶の中で死産があつたときはその船舶が最初に入港した地の市町村長に死産の届出をすることができる。

（死体解剖保存法（一部改正）
3 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第五条から第七条までを次のように改める。
第五条 埋葬、火葬又は改葬を行なうとする者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（當局の指定）
4 第十三条第二項中「第八条第一項」を「第八条（死体解剖保存法（一部改正）
5 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「第八条第一項」を「第八条（死体解剖保存法（一部改正）
6 第二十二条第一項の当局は、外務大臣とする。（送達及び司法扶助の管轄等）
（目的）
7 第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施 第二条 民事訴訟手続に関する条約（以下「民訴条約」という。）第一条第一項、第九条第一項及び第二十三条第一項の当局は、外務大臣とする。
（管轄裁判所への移送）
8 第三条 民訴条約に定める文書の送達及び証拠調取り扱うべき地を管轄する地方裁判所とする。
（管轄裁判所への移送）
9 第四条 受託事項が他の裁判所の管轄に属するときは、受託裁判所は、嘱託を管轄裁判所に移送する。
（受託事項の実施）
10 第五条 受託事項は、民訴条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。
（文書の送達）
11 第二節 文書の送達 第二節 文書の送達
（裁判外の文書の送達）
12 第六条 民訴条約第一項の文書で裁判外のものに於ける送達に関する事項は、送達を求める者が普通裁判所を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

前項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関する事項

民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編第四章第三節の規定を準用する。

(送達証明)

第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の事実、方法及び日付を確認した証明書又は送達ができなかつた事由を記載した証明書を作成し、外務大臣に送付しなければならない。

2 前項の証明書の作成事務は、裁判所書記官が

(期日の通知)

第八条 民訴条約第十一條第二項の規定による通知をしたときは、当事者に対する期日の呼出しは、要しない。

(受訴裁判所のした処分に対する不服申立て)

第九条 外國の当局の嘱託により証拠調べその他の裁判上の行為をするに際し本邦の裁判所がした裁判については、当該裁判所を受訴裁判所とみなして不服申立てに關する民事訴訟法の規定を適用する。

(訴訟費用の担保の免除等)

(訴訟費用の担保の免除)

第十条 民訴条約の締約国に住所、事務所又は營業所を有する締約国の国民である原告は、本邦に住所、事務所及び營業所を有しないときでも、

民事訴訟法第百七条第一項に規定する訴訟費用の担保を供することを要しない。ただし、その者が国籍を有する締約国が民訴条約第三十二条第一項の留保をしているときは、この限りでない。

(執行認許の請求の嘱託)

第十一條 民訴条約第十八條第一項又は第二項の裁判で本邦の裁判所がしたものについては、第一審の受訴裁判所は、訴訟費用債権者の申立てにより、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に嘱託するものとする。

(訴訟費用の負担を命ずる外国裁判の執行)

第十二条 民訴条約第十八条第一項又は第二項の裁判で外国裁判所がしたものによる強制執行は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り行なうことができる。

2 執行認許の事件は、訴訟費用債務者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴訟法第八条の規定により訴訟費用債務者に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(執行認許の請求の送付)

第十三条 民訴条約第十八条第一項又は第二項の規定により執行認許の請求がされた場合には、外務大臣は、これを裁判所に送付しなければならない。

(執行認許についての裁判)

第十四条 裁判所は、前項の規定による送付を受けたときは職権で、民訴条約第十八条第三項の取扱があるときは申立てにより、同条約第十九条第一項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

(裁判の告知)

第十五条 前条の規定により裁判所が職権で開始した事件の決定は、検察官及び訴訟費用債務者に告知することによつて、効力を生ずる。

(即時抗告)

第十六条 申立て人及び訴訟費用債務者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることができる。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。

2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。

(執行認許の決定の効力)

第十七条 確定した執行認許の決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(決定正本の送付)

第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

(裁判費用の国庫負担)

第十九条 職権で開始した執行認許の手続(その抗告書における手続を含む。)に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

(送達の実施)

第二十六条 前条第一項の嘱託に係る文書の送達は、送達条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本國の法律により行なう。

(送達証明)

第二十七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達条約第六条の証明書を作成しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手続に關しては、民訴条約又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

(当局の権限証明)

第二十二条 民訴条約第十九条第三項の当局の権限は、最高裁判所が證明する。

(第五節 訴訟上の救助)

第二十三条 民訴条約第二十三条の規定により外國において訴訟上の救助を請求する者は、その者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所にその請求を提出しなければならない。

(外国における訴訟上の救助)

第二十四条 外國においてすべき送達条約第十五条第一項の文書の送達については、同条第二項(a)、(b)及び(c)に掲げる要件がみなされたときには、民事訴訟法第百七十八条の規定により公示送達をすることができる。

(裁判外の文書の送達)

第二十五条 第六条の規定は、送達条約第十七条の裁判外の文書の送達について準用する。

(費用の予納)

第二十六条 民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するときは、裁判所は、当事者にその費用を予納させることができる。

(最高裁判所規則)

第二十七条 この法律に定めるものほか、民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(施行期日)

1 この法律は、民訴条約及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項

て法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の場合について準用する。

(送達の管轄等)

第二十五条 送達条約に定める文書の送達について、同条約の締約国である外國(以下この章において「外國」という。)の当局又は裁判所附屬吏の嘱託があつたときは、裁判所は、これについて

についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

(民事訴訟法の一部改正)

民事訴訟法の一部を次のよう改定する。

第百五十九条後段を次のように改める。

外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二ヶ月トス

第百五十九条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ

第百七十八条第一項に後段として次のように加える。

同条ノ規定ニ依リ外国ノ管轄官厅ニ嘱託ヲ発シタル後六月ヲ経過スルモ其ノ送達ヲ証スル書面ノ送付ナキ場合亦同ジ

第百七十八条第三項に次のただし書きを加える。

但シ第一項後段ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(非訟事件手続法の一部改正)

4 非訟事件手続法の一部を次のように改定する。

第二十二条に後段として次のように加える。

外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二ヶ月トス

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の際附則第三項の規定による改定前の民事訴訟法第百五十九条又は前項の規定による改定前の非訟事件手続法第二十二条に定める改定による改定が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

理由

経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改定する。

第二十二条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改定後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二十二条に後段として次のように加える。

外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二ヶ月トス

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際附則第三項の規定による改定前の民事訴訟法第百五十九条又は前項の規定による改定前の非訟事件手続法第二十二条に定める改定による改定が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

理由

訴訟費用臨時措置法の一部を改定する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改定する法律案

訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改定する。

第三条中「千三百円以内」を「千六百円以内」に、「一千円以内」を「一千五百円以内」に、「二千円以内」を「二千七百円以内」に、「十六円以内」を「二千三百円以内」に、「八円以内」を「十三円以内」に改める。

1 附 則

この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

国家公務員等に対する旅費の定額の改定等にかんがみ、訴訟費用臨時措置法の規定による訴人の日当、宿泊料等の最高額を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小林國務大臣 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案について、その提案理由を御説明申し上げます。御承知のとおり、沖縄の弁護士等の大半は、本土と異なる要件によつて弁護士資格を取得した者によつて占められているのであります。近く沖縄の復帰が実現されることとなりましたのに伴い、本土と沖縄との免許資格の一体化施策の一環として、これらの者に對して復帰前に本土の弁護士資格等を付与する特別の道を開き、弁護士資格等の一体化をはかることが相当と考えられますので、この法律案を提出することとしたのであります。

以下、この法律案の概要を申し上げます。まず、沖縄の弁護士資格を有する者で、政令で定める日までに三年以上沖縄の裁判官、検察官または弁護士の職にある者及び沖縄の司法試験に合格し本土で司法修習生の修習と同一の課程を終えた者につきましては、本土の法曹として必要な能力を有するかどうかを判定するための選考を行ないます。

次に、沖縄の弁護士資格を有する者で右以外の者、及び沖縄の司法修習生となる資格を有し且下判事補・二級の検事となる資格を付与することとなり、この選考に合格した者に、本土の弁護士及び弁護士資格を得て取得する過程にある者につきましては、民事及び刑事の実務に關する基礎的素養についての試験を行ない、この試験に合格した者に限り右の選考を受けることができる」としており

ます。

また、選考を受ける者のために、一定の期間わざとしてあります。

これら選考、試験及び講習は、沖縄が復帰するまでの間に限り行なうものとし、これらに關する事項は、司法試験管理委員会に所掌させることとしております。

なお、右の選考を受けなかつた者はまたはこれに合格しなかつた者は、沖縄で弁護士登録をしてゐる者は、沖縄の復帰の日から五年間に限り、政令で定めるところにより、沖縄地域において、弁護士の事務を行なうことができる」といたしました。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、戸籍法の一部を改定する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行戸籍法によれば、出生及び死亡の届け出は、事件発生地においてすべきものと限定されておりますが、届け出人の便宜をはかるため、事件が起きたときの本籍地または届け出人の所在地でするものは、事件発生地においてすべきものと限定されておりますが、届け出人の便宜をはかるため、事件は、事件発生地においてすべきものと限定されますが、届け出人の便宜をはかるため、事件が起きたときの本籍地または届け出人の所在地でするものとされるほか、事件発生地でもすることができるように戸籍法の一部を改定しようとするものであります。

なお、これに伴い、戸籍法と同様の趣旨で定められてゐる死産の届け出に關する規程及び墓地、埋葬等に關する法律等の一部につきましても、附則において、戸籍法の改定と同趣旨の整理をします。

以上が戸籍法の一部を改定する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、民事訴訟手続に關する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に關する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

民事訴訟手続に關する条約について承認を求め

るの件及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約について承認を求めるの件がこの国会に提出されておりますが、これらは、涉外的な民事事件に関する裁判手続の迅速化と当事者の利益の保護増進をはかることを目的とする条約であります。したがいまして、この法律案を提出したのであります。したがって、この法律案の内容は、涉外的な民事事件に関する裁判手続について、两条約の批准により必要となる措置を定めるとともに、民事訴訟法及び被請求者の義務を履行するため、若干の規定を新設したものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、我が国の裁判所と外国の当局との間の文書の送達及び証拠調べの嘱託について、两条約により設けられた転達の経路として相手国領事官等から嘱託を受理する当局に、外務大臣を指定しておられます。

第三に、民事訴訟手続に関する条約第十七条の規定を実施するため、締約国に住所を有する締約国の国民がわが国において原告となつた場合は、その者がわが国に住所を有しないときでも訴訟費用の担保を課さないものとしております。

第四に、民事訴訟手続に関する条約第十八条及び第十九条の規定を実施するため、訴訟費用の担保を受けた者に対し訴訟費用の負担を命ずる裁判につきましては、締約国からわが国に外交上の経路を通じて執行認可の請求がされた場合の裁判手続に関して詳細な規定を設けております。

第五に、訴訟上の救助、公示送達、費用の予納等に關し两条約の実施上必要な規定を設け、さら

に裁判所の手続に関して必要な事項は、最高裁判所が最高裁判所規則で定めることができるものとしております。

第六に、この法律案は、两条約が日本国について効力を生じる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、民事訴訟法及び非訟事件手続法について所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、鑑定人等の日当、宿泊料等の最高額をそれぞれ増額しようとするものであります。

この法律案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改定しよろととするものであります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の目的的価額については、昭和二十九年の改正により、十万円をこえないものとされ、今日に至っております。しかし、その間わが国の経済は著しい成長を遂げてきたのであります。

御承知のとおり、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の目的的価額については、昭和二十九年の改正により、十万円をこえないものとされ、今日に至っております。しかし、その間わが国の経済は著しい成長を遂げてきたのであります。

第二点は、宿泊料並びに鉄道及び汽船の通ずる水路を除く旅費すなわちいわゆる車賃の増額であります。現在、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の宿泊料及び車賃の最高額は、国家公務員が出張した場合に支給する宿泊料及び車賃の定額に準じて、宿泊料については特別区の存する地等においては三千円以内、その他の地においては千六百円以内と定められ、車賃については一千六百円以内と定められています。政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国家公務員について、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、別途今国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたが、証人等の宿泊料及び車賃につきましては、現在と同様に地方裁判所がこれを取り扱うこととなるように、民事訴訟法に所要の改正を加えました。

そこで、今回、右の経済事情の変動の状況等を勘案して、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の目的的価額の上限を三十万円に改めることといたしました。

なお、この措置に伴いまして、訴訟の目的的価額を算定することができない請求につきましては、現在と同様に地方裁判所がこれを取り扱うこととなるように、民事訴訟法に所要の改正を加えました。

以上が裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨

地においては一千三百円、車賃につきましては一キロメートルごとに十三円に改めようとするものであります。

第六に、この法律案は、两条約が日本国について効力を生じる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、民事訴訟法及び非訟事件手続法について所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

次いで、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、鑑定人等の日当、宿泊料等の最高額をそれぞれ増額しようとするものであります。

第一点は、日当の増額であります。現在、民事訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟における証人の各日当は、その最高額を千三百円と定められ、また、民事訴訟における鑑定人等及び刑事訴訟における鑑定人、国選弁護人等の各日当は、その最高額を千百円と定められているのであります。しかし、最近における経済変動等を考慮いたしまして、いかにもその最高額を引き上げることとして、いざれもその最高額を引き上げることとし、当事者及び証人の日当につきましては十六百円に、また、鑑定人、国選弁護人等の日当につきましては千四百円に、それぞれ改めようとするものであります。

第二点は、宿泊料並びに鉄道及び汽船の通ずる水路を除く旅費すなわちいわゆる車賃の増額であります。現在、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の宿泊料及び車賃の最高額は、国家公務員が出張した場合に支給する宿泊料及び車賃の定額に準じて、宿泊料については特別区の存する地等においては三千円以内、その他の地においては一千六百円以内と定められ、車賃については一千六百円以内と定められています。政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国家公務員について、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、別途今国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたが、証人等の宿泊料及び車賃につきましては、それその最高額を引き上げる必要があると考えられますので、今回、宿泊料につきましては、特別区の存する地等においては一千三百円、その他の

